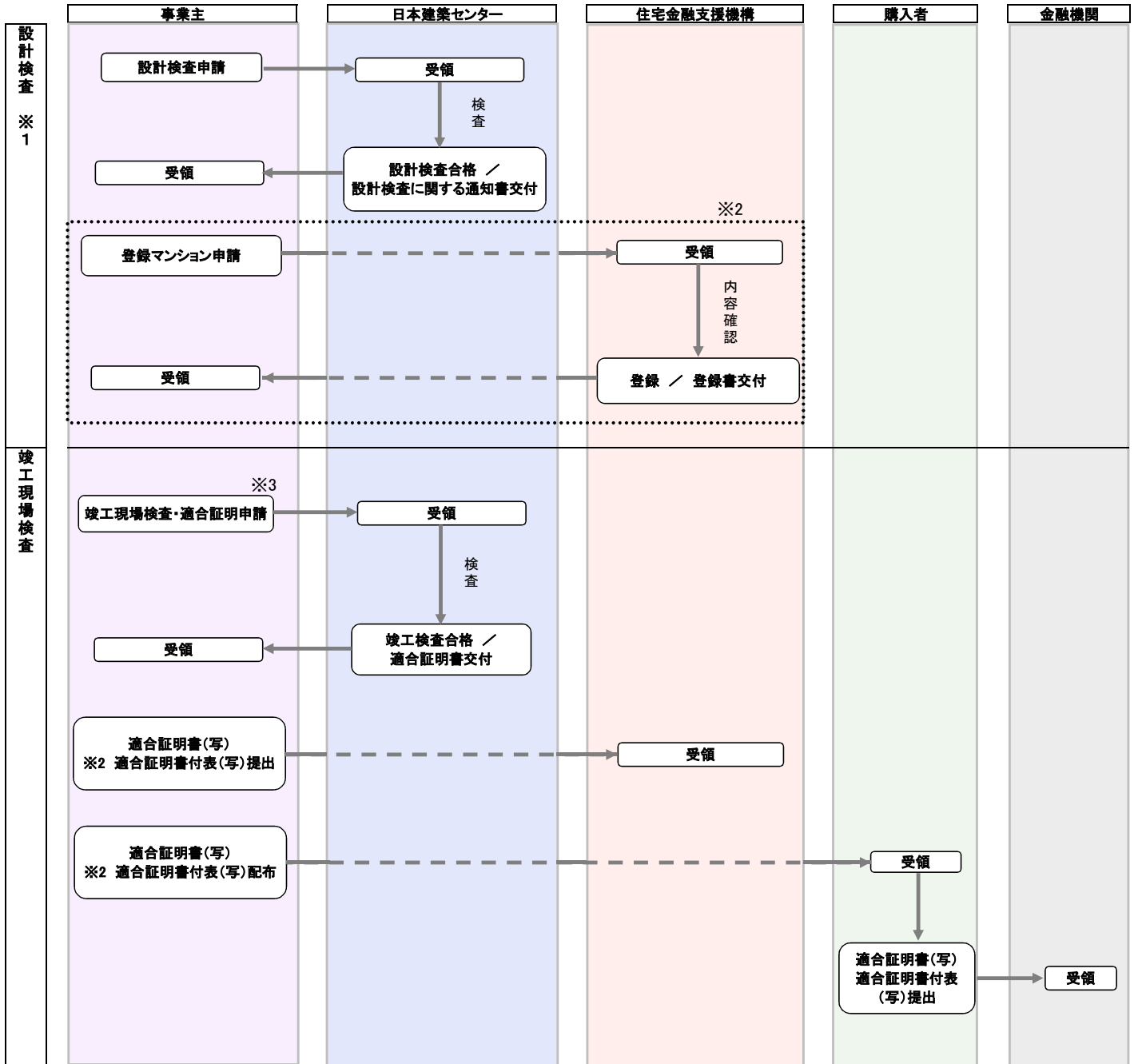


手続きフロー（フラット35適合証明）



※1 BCJで住宅性能評価書(以下の条件を満たすものに限る)を取得する場合、設計検査手続きの省略を行うことができます。

①優良住宅取得支援制度を利用しない場合

次のa及びbを満たすもの

a 省エネルギー対策等級:等級2以上

b 維持管理対策等級:等級2以上

②優良住宅取得支援制度を利用する場合

①の条件に加え次のa、b、c、又はdのいずれかを満たすもの

選択性能	必要とされる評価項目	必要とされる等級等
a 省エネルギー性	省エネルギー対策等級	等級4
b 耐震性(免震以外)	耐震等級(構造躯体の倒壊防止)	等級2以上
耐震性(免震)	免震建築物であること	評価方法基準1-3 による
c バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)	等級3以上
	高齢者等配慮対策等級(共用部分)	等級3以上
d 耐久性・可変性	劣化対策等級	等級3
	維持管理対策等級(専用配管)	等級2以上
	維持管理対策等級(共用配管)	等級2以上
	更新対策(住戸専用部)・・・躯体天井高	2.5m以上であること
	更新対策(住戸専用部)・・・住戸専用部の構造躯体の壁又は柱	住戸専用部の構造躯体で間取り変更の障害となりうるものがないこと

※2 『フラット35登録マンション』の場合

※3 設計検査時に維持管理基準の確認をしていない場合、又は設計検査を省略している場合は管理規約案、長期修繕計画書案を提出してください